

運営を確保し、日本における保険契約者等の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該引受社員の属する免許特定法人又は当該引受社員から日本における業務の委託を受けた者（当該引受社員及び総代理店を除く。次項並びに次条第二項及び第三項において「免許特定法人等から業務の委託を受けた者」という。）に対し、当該免許特定法人又は引受社員の日本における業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

- 3| 免許特定法人等から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

(立入検査)

第二百二十七条 (略)

- 2| 内閣総理大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に、免許特定法人等から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、その免許特定法人若しくは引受社員に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 3| 免許特定法人等から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による質問及び検査を拒むことができる。

(新設)

(立入検査)

第二百二十七条 (略)

(新設)

(新設)

(免許特定法人及び引受社員の清算)

第二百三十五条 (略)

255 (略)

6 第七十七条の規定は第一項の規定による免許特定法人及び引受社員の清算の場合について、第七十五条及び第七十九条第一項の規定は第一項の規定による免許特定法人及び引受社員の清算の場合(第四項において準用する商法第四百三十一条から第四百五十六条までの規定の適用がある場合を除く。以下この項において同じ。

について、第二百二十六条第一項及び第二百二十七条第一項の規定は第一項の規定による免許特定法人及び引受社員の清算の場合において内閣総理大臣が清算に係る免許特定法人及び引受社員の清算の監督上必要があると認めるときについて、それぞれ準用する。この場合において、第七十七条第二項中「解散の日」とあるのは「当該免許特定法人に係る第二百十九条第一項の免許が取り消され、又はその効力を失った日」と、同条第三項中「清算保険会社等」とあるのは「清算に係る引受社員」と、第七十五条中「前条第一項、第三項又は第六項」とあるのは「第二百三十五条第二項」と、「清算保険会社等」とあるのは「当該清算に係る免許特定法人及び引受社員」と、第七十九条第一項中「清算保険会社等」とあるのは「清算に係る免許特定法人及び引受社員」と読み替えるものとする。

(この法律の適用関係等)

(免許特定法人及び引受社員の清算)

第二百三十五条 (略)

255 (略)

6 第七十七条の規定は第一項の規定による免許特定法人及び引受社員の清算の場合について、第七十五条及び第七十九条第一項の規定は第一項の規定による免許特定法人及び引受社員の清算の場合(第四項において準用する商法第四百三十一条から第四百五十六条までの規定の適用がある場合を除く。以下この項において同じ。

について、第二百二十六条及び第二百二十七条の規定は第一項の規定による免許特定法人及び引受社員の清算の場合において内閣総理大臣が清算に係る免許特定法人及び引受社員の清算の監督上必要があると認めるときについて、それぞれ準用する。この場合において、第七十七条第二項中「解散の日」とあるのは「当該免許特定法人に係る第二百十九条第一項の免許が取り消され、又はその効力を失った日」と、同条第三項中「清算保険会社」とあるのは「清算に係る引受社員」と、第七十五条中「前条第一項、第三項又は第六項」とあるのは「第二百三十五条第二項」と、「清算保険会社」とあるのは「当該清算に係る免許特定法人及び引受社員」と、第七十九条第一項中「清算保険会社」とあるのは「清算に係る免許特定法人及び引受社員」と読み替えるものとする。

(この法律の適用関係等)

第二百四十条 特定法人が第二百十九条第一項の免許を受けた場合におけるこの法律の適用については、次に定めるところによる。

一 第百八十五条第六項、第百八十六条第三項、第百九十一条、第百九十七条、第百九十九条において準用する第九十七条、第九十七条の二第一項及び第二項、第九十八条から第百条の二まで、第百十二条並びに第百十四条から第百二十二条まで、第二百十条、第二編第十章（第二百六十二条、第二百六十五条の二、第二百六十五条の三、第二百六十五条の六及び第二百六十五条の四十二を除く。）、第三編並びに第四編の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、免許特定法人の引受社員を外国保険会社等又は第二百十九条第二項の免許の種類に応じ外国生命保険会社等若しくは外国損害保険会社等とみなす。この場合において、第百九十七条中「第百九十条」とあるのは「第二百二十三条」と、第百九十九条において準用する第九十七条第一項中「第百八十五条第二項」とあるのは「第二百十九条第二項」と、第百九十九条において準用する第九十九条第八項中「第二百五条若しくは第二百六条の規定により同法第百八十五条第一項の免許が取り消された場合若しくは同法第二百七十二条の規定により同法第百八十五条第一項」とあるのは「第二百三十一条若しくは第二百三十二条の規定により同法第二百十九条第一項の免許が取り消された場合若しくは同法第二百三十六条の規定により同法第二百十九条第一項」と、「第二百五条又は第二百六条の規定により同法第百八十五条第一項」とあるのは「第二百三十一条又は第二百三十

第二百四十条 特定法人が第二百十九条第一項の免許を受けた場合におけるこの法律の適用については、次に定めるところによる。

一 第百八十五条第六項、第百八十六条第三項、第百九十一条、第百九十七条、第百九十九条において準用する第九十七条、第九十七条の二第一項及び第二項、第九十八条から第百条の二まで、第百十二条並びに第百十四条から第百二十二条まで、第二百十条、第二編第十章（第二百六十二条、第二百六十五条の二、第二百六十五条の三、第二百六十五条の六及び第二百六十五条の四十二を除く。）、第三編並びに第四編の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、免許特定法人の引受社員を外国保険会社等又は第二百十九条第二項の免許の種類に応じ外国生命保険会社等若しくは外国損害保険会社等とみなす。この場合において、第百九十七条中「第百九十条」とあるのは「第二百二十三条」と、第百九十九条において準用する第九十七条第一項中「第百八十五条第二項」とあるのは「第二百十九条第二項」と、第百九十九条において準用する第九十九条第八項中「第二百五条若しくは第二百六条の規定により同法第百八十五条第一項の免許が取り消された場合若しくは同法第二百七十二条の規定により同法第百八十五条第一項」とあるのは「第二百三十一条若しくは第二百三十二条の規定により同法第二百十九条第一項の免許が取り消された場合若しくは同法第二百三十六条の規定により同法第二百十九条第一項」と、「第二百五条又は第二百六条の規定により同法第百八十五条第一項」とあるのは「第二百三十一条又は第二百三十

二条の規定により同法第二百十九条第一項」とする。

二 (略)

三 第九十五条、第九十九条において準用する第七條の二、第一百十條第一項及び第三項並びに第一百一條第一項、第三項及び第四項、第二百六十二條、第二百六十五條の二、第二百六十五條の三、第二百六十五條の六並びに第二百六十五條の四十二の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、免許特定法人を外国保険会社等とみなす。この場合において、第九十五条中「財産目録、貸借対照表」とあるのは「当該免許特定法人及び引受社員の貸借対照表」と、第九十九条において準用する第一百十條第一項中「日本における業務」とあるのは「免許特定法人及び引受社員の日本における業務」と、第九十九条において準用する第一百一條第一項中「日本における業務」とあるのは「免許特定法人及び引受社員の日本における業務」と、「外国保険会社等の日本における支店その他これに準ずる場所として内閣府令で定める場所」とあるのは「第二百十九條第一項に規定する総代理店の本店及び支店その他これに準ずる場所として内閣府令で定める場所」と、同条第四項中「当該外国保険会社等の日本における業務」とあるのは「当該免許特定法人及び引受社員の日本における業務」とする。

四六 (略)

2 (略)

二条の規定により同法第二百十九条第一項」とする。

二 (略)

三 第九十五条、第九十九条において準用する第一百十條第一項及び第三項並びに第一百一條第一項、第三項及び第四項、第二百六十二條、第二百六十五條の二、第二百六十五條の三、第二百六十五條の六並びに第二百六十五條の四十二の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、免許特定法人を外国保険会社等とみなす。この場合において、第九十五条中「財産目録、貸借対照表」とあるのは「当該免許特定法人及び引受社員の貸借対照表」と、第九十九条において準用する第一百十條第一項中「日本における業務」とあるのは「免許特定法人及び引受社員の日本における業務」と、第九十九条において準用する第一百十條第一項中「日本における業務」とあるのは「免許特定法人及び引受社員の日本における業務」と、「外国保険会社等の日本における支店その他これに準ずる場所として内閣府令で定める場所」とあるのは「第二百十九條第一項に規定する総代理店の本店及び支店その他これに準ずる場所として内閣府令で定める場所」と、同条第四項中「当該外国保険会社等の日本における業務」とあるのは「当該免許特定法人及び引受社員の日本における業務」とする。

四六 (略)

2 (略)

(契約条件の変更の申出)

第二百四十条の二 保険会社（外国保険会社等を含む。第二百四十条の五及び第二百四十条の六を除き、以下この節において同じ。）は、その業務又は財産の状況に照らしてその保険業（外国保険会社等にあつては、日本における保険業。以下この条、第二百四十条の十一、第二百四十一条及び第二百六十二条において同じ。）の継続が困難となる蓋然性がある場合には、内閣総理大臣に対し、当該保険会社に係る保険契約（変更対象外契約を除く。）について保険金額の削減その他の契約条項の変更（以下この節において「契約条件の変更」という。）を行う旨の申出をすることができる。

24 (略)

(業務の停止、合併等の協議の命令並びに業務及び財産の管理)

第二百四十一条 内閣総理大臣は、保険会社等若しくは外国保険会社等の業務若しくは財産の状況に照らしてその保険業の継続が困難であると認めるとき、又はその業務（外国保険会社等にあつては、日本における業務。以下この条から第二百五十五条の二までにおいて同じ。）の運営が著しく不適切でありその保険業の継続が保険契約者等の保護に欠ける事態を招くおそれがあると認めるときは、当該保険会社等又は外国保険会社等に対し、業務の全部若しくは一部の停止、合併、保険契約の移転（外国保険会社等にあつては、日本に

(契約条件の変更の申出)

第二百四十条の二 保険会社（外国保険会社等を含む。第二百四十条の五、第二百四十条の六、第二百四十三条、第二百五十四条、第二百五十五条、第二百六十条第一項第二号、第六項及び第八項第二号並びに第二百七十条の六を除き、以下この章において同じ。）は、その業務又は財産の状況に照らしてその保険業（外国保険会社等にあつては、日本における保険業。以下この条、第二百四十条の十一、第二百四十一条及び第二百六十二条において同じ。）の継続が困難となる蓋然性がある場合には、内閣総理大臣に対し、当該保険会社に係る保険契約（変更対象外契約を除く。）について保険金額の削減その他の契約条項の変更（以下この節において「契約条件の変更」という。）を行う旨の申出をすることができる。

24 (略)

(業務の停止、合併等の協議の命令並びに業務及び財産の管理)

第二百四十一条 内閣総理大臣は、保険会社の業務若しくは財産の状況に照らしてその保険業の継続が困難であると認めるとき、又はその業務（外国保険会社等にあつては、日本における業務。以下この条から第二百五十五条の二までにおいて同じ。）の運営が著しく不適切でありその保険業の継続が保険契約者等の保護に欠ける事態を招くおそれがあると認めるときは、当該保険会社に対し、業務の全部若しくは一部の停止、合併、保険契約の移転（外国保険会社等にあつては、日本における保険契約の移転）若しくは当該保険会社の

における保険契約の移転）若しくは当該保険会社等若しくは外国保険会社等の株式の他の保険会社等、外国保険会社等若しくは保険持株会社等による取得（第二百四十七条第一項、第二百五十六条から第二百五十八条まで、第二百七十条の三の二第四項及び第五項並びに第二百七十条の第四項及び第五項において「合併等」という。）の協議その他必要な措置を命じ、又は保険管理人による業務及び財産（外国保険会社等にあつては、日本に所在する財産。次条及び第二百四十六条の二から第二百四十七条の二までにおいて同じ。）の管理を命ずる処分をすることができる。

2 この章において「保険持株会社等」とは、次に掲げる者をいう。

一 (略)

二 第二百七十二条の三十七第二項に規定する少額短期保険持株会社

三 (略)

四 株式を取得することにより少額短期保険業者を子会社とする持株会社となることについて第二百七十二条の三十五第一項の承認を受けた会社

五 前各号に掲げる会社以外の会社（保険会社等及び外国保険会社等を除く。）で保険会社等又は外国保険会社等を子会社とするもの又は子会社としようとするもの

3 保険会社等又は外国保険会社等は、その業務又は財産の状況に照らしてその保険業の継続が困難であるときは、その旨及びその理由を、文書をもって、内閣総理大臣に申し出なければならない。

株式の他の保険会社若しくは保険持株会社等による取得（第二百四十七条第一項、第二百五十六条から第二百五十八条まで、第二百七十条の三の二第四項及び第五項並びに第二百七十条の第四項及び第五項において「合併等」という。）の協議その他必要な措置を命じ、又は保険管理人による業務及び財産（外国保険会社等にあつては、日本に所在する財産。次条及び第二百四十六条の二から第二百四十七条の二までにおいて同じ。）の管理を命ずる処分をすることができる。

2 この章において「保険持株会社等」とは、次に掲げる者をいう。

一 (略)

(新設)

二 (略)

(新設)

三 前二号に掲げる会社以外の会社（保険会社を除く。）で保険会社を子会社とするもの又は子会社としようとするもの

3 保険会社は、その業務又は財産の状況に照らしてその保険業の継続が困難であるときは、その旨及びその理由を、文書をもって、内閣総理大臣に申し出なければならない。

(保険管理人の選任等)

第二百四十二条 前条第一項の規定による保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分（以下この款及び第二百五十八条第二項において「管理を命ずる処分」という。）があつたときは、当該処分を受けた保険会社等又は外国保険会社等（以下「被管理会社」という。）を代表し、業務の執行並びに財産の管理及び処分を行う権利（外国保険会社等を代表する権利にあつては、日本における保険業に係る範囲に限る。）は、保険管理人に専属する。商法第二百四十七条（決議取消しの訴え）（第四十一条及び第四十九条において準用する場合を含む。）、第二百八十条ノ十五（新株発行の無効の訴え）（同法第二百十一条第三項（会社が有する自己の株式の処分についての準用規定）及び第六十条第五項において準用する場合を含む。）、第三百六十三条（株式交換無効の訴え）、第三百七十二條（株式移転無効の訴え）、第三百七十四条ノ十二（分割無効の訴え）（同法第三百七十四条ノ二十八第三項において準用する場合を含む。）、第三百八十条（資本減少無効の訴え）（第五十六条の二第四項及び同法第二百八十九条第四項（準備金の減少に関する準用規定）において準用する場合を含む。）、第四百十五条（合併無効の訴え）（第八十四条第二項（第九十六条において準用する場合を含む。）及び第七十三条第一項において準用する場合を含む。）及び第四百二十八条（設立無効の訴え）（第八十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による取締役及び執行役の権利に

(保険管理人の選任等)

第二百四十二条 前条第一項の規定による保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分（以下この款及び第二百五十八条第二項において「管理を命ずる処分」という。）があつたときは、当該処分を受けた保険会社（以下「被管理会社」という。）を代表し、業務の執行並びに財産の管理及び処分を行う権利（外国保険会社等を代表する権利にあつては、日本における保険業に係る範囲に限る。）は、保険管理人に専属する。商法第二百四十七条（決議取消しの訴え）（第四十一条及び第四十九条において準用する場合を含む。）、第二百八十条ノ十五（新株発行の無効の訴え）（同法第二百十一条第三項（会社が有する自己の株式の処分についての準用規定）及び第六十条第五項において準用する場合を含む。）、第三百六十三条（株式交換無効の訴え）、第三百七十二條（株式移転無効の訴え）、第三百七十四条ノ十二（分割無効の訴え）（同法第三百七十四条ノ二十八第三項において準用する場合を含む。）、第三百八十条（資本減少無効の訴え）（第五十六条の二第四項及び同法第二百八十九条第四項（準備金の減少に関する準用規定）において準用する場合を含む。）、第四百十五条（合併無効の訴え）（第八十四条第二項（第九十六条において準用する場合を含む。）及び第七十三条第一項において準用する場合を含む。）及び第四百二十八条（設立無効の訴え）（第八十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による取締役及び執行役の権利についても、同様とする。

についても、同様とする。

2ゝ6 (略)

第二百四十三条 保険会社等は、保険管理人又は保険管理人代理となることができる。

2 保険会社等は、内閣総理大臣から保険管理人となることを求められた場合には、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

3 (略)

#### (業務の停止)

第二百四十五条 管理を命ずる処分があつたときは、被管理会社は、次に掲げる業務を除き、その業務を停止しなければならない。ただし、保険管理人の申出により、その業務の一部を停止しないことについて内閣総理大臣が必要があると認めた場合の当該業務の一部については、この限りでない。

一 第二百六十六条第一項に規定する加入機構と第二百七十条の六の七第三項の規定による契約を締結した場合において、第二百七十条の三第二項第一号に規定する補償対象契約（以下この条において「補償対象契約」という。）に係る保険金請求権その他の政令で定める権利に係る債権者の請求に基づき、当該補償対象契約の保険金その他の給付金（当該補償対象契約の保険金その他の給付金の額に、当該補償対象契約の種類、予定利率その他の内容、当該請求に係る保険事故が発生した時期等を勘案して内閣府令・財務省令で定める率を乗じて得た額に限る。

。

2ゝ6 (略)

第二百四十三条 保険会社は、保険管理人又は保険管理人代理となることができる。

2 保険会社は、内閣総理大臣から保険管理人となることを求められた場合には、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

3 (略)

#### (業務の停止)

第二百四十五条 管理を命ずる処分があつたときは、被管理会社は、その業務（第二百六十六条第一項に規定する加入機構と第二百七十条の六の七第三項の規定による契約を締結した場合において、第二百七十条の三第二項第一号に規定する補償対象契約に係る保険金請求権その他の政令で定める権利に係る債権者の請求に基づき、当該補償対象契約の保険金その他の給付金（当該補償対象契約の保険金その他の給付金の額に内閣府令・財務省令で定める率を乗じて得た額に限る。以下「補償対象保険金」という。）の支払を行う業務（第二百五十条第五項、第二百五十四条第四項及び第二百五十五条の二第三項において「補償対象保険金支払業務」という。）を除く。）を停止しなければならない。ただし、保険管理人の申出により、その業務の一部を停止しないことについて内閣総理大臣が必要があると認めた場合には、当該業務の一部については、この限りでない。

以下「補償対象保険金」という。）の支払を行う業務（以下「補償対象保険金支払業務」という。）

二 内閣府令・財務省令で定める期間内における特定補償対象契約（補償対象契約のうち保険契約者等の保護のためその存続を図る必要性が低いものとして内閣府令・財務省令で定めるものをいう。以下同じ。）の解約に係る業務（解約返戻金その他これに類する給付金の支払に係るものを除く。以下「特定補償対象契約解約関連業務」という。）

（計画の承認）

第二百四十七条 内閣総理大臣は、保険契約者等の保護のため被管理会社に係る保険契約（外国保険会社等にあつては、日本における保険契約。第二百五十四条及び第二百七十条の七第一項を除き、以下この章において同じ。）の存続を図ること又は特定補償対象契約の解約に係る業務その他の業務が円滑に行われることが必要であると認めるときは、保険管理人に対し、次に掲げる事項を含む業務及び財産の管理に関する計画の作成を命ずることができる。

一・二 （略）

255 （略）

（株主総会等の特別決議に代わる許可）

第二百四十九条の三 株式会社である被管理会社がその財産をもって債務を完済することができない場合には、当該被管理会社は、商法第二百四十五条（営業の譲渡及び譲受け）、第三百七十五条（資本

（計画の承認）

第二百四十七条 内閣総理大臣は、保険契約者等の保護のため被管理会社に係る保険契約（外国保険会社等にあつては、日本における保険契約。第二百五十四条及び第二百七十条の七第一項を除き、以下この章において同じ。）の存続を図ることが必要であると認めるときは、保険管理人に対し、次に掲げる事項を含む業務及び財産の管理に関する計画の作成を命ずることができる。

一・二 （略）

255 （略）

（株主総会等の特別決議に代わる許可）

第二百四十九条の三 株式会社である被管理会社がその財産をもって債務を完済することができない場合には、当該被管理会社は、商法第二百四十五条（営業の譲渡及び譲受け）、第三百七十五条（資本

の減少）及び第四百五条（解散の決議）並びに第三百三十六条（第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、次に掲げる事項を行うことができる。

一〇四（略）

2〇5（略）

6 第一項から第四項までに規定する許可（以下この条及び次条において「代替許可」という。）があつたときは、当該代替許可に係る事項について株主総会等の決議があつたものとみなす。この場合における第十六条の二第一項、第三百三十六条の二第一項（第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）並びに第二百五十条第三項及び第五項の規定の適用については、第十六条の二第一項中「資本の減少の決議に係る株主総会の会日の二週間前」とあるのは「資本の減少に係る第二百四十九条の三第一項の許可のあつた日以後二週間以内の日」と、第三百三十六条の二第一項中「前条第一項の株主総会等の会日の二週間前」とあるのは「保険契約の移転に係る第二百四十九条の三第一項又は第二項の許可のあつた日以後二週間以内の日」と、第二百五十条第三項中「次項の公告」とあり、及び同条第五項中「前項の公告」とあるのは「第二百四十九条の三第八項の公告」とし、第百五十六条の二及び第二百五十条第四項の規定は、適用しない。

7〇12（略）

（保険契約の移転における契約条件の変更）

の減少）及び第四百五条（解散の決議）並びに第三百三十六条の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、次に掲げる事項を行うことができる。

一〇四（略）

2〇5（略）

6 第一項から第四項までに規定する許可（以下この条及び次条において「代替許可」という。）があつたときは、当該代替許可に係る事項について株主総会等の決議があつたものとみなす。この場合における第十六条の二第一項、第三百三十六条の二第一項並びに第二百五十条第三項及び第五項の規定の適用については、第十六条の二第一項中「資本の減少の決議に係る株主総会の会日の二週間前」とあるのは「資本の減少に係る第二百四十九条の三第一項の許可のあつた日以後二週間以内の日」と、第三百三十六条の二第一項中「前条第一項の株主総会等の会日の二週間前」とあるのは「保険契約の移転に係る第二百四十九条の三第一項又は第二項の許可のあつた日以後二週間以内の日」と、第二百五十条第三項中「次項の公告」とあり、及び同条第五項中「前項の公告」とあるのは「第二百四十九条の三第八項の公告」とし、第百五十六条の二及び第二百五十条第四項の規定は、適用しない。

7〇12（略）

（保険契約の移転における契約条件の変更）

第二百五十条 保険会社等又は外国保険会社等は、次に掲げる場合に該当する場合には、第百三十五条第一項（第二百十条第一項及び第二百七十二條の二十九において準用する場合を含む。）の契約において、第百三十五条第四項（第二百十条第一項及び第二百七十二條の二十九において準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更のほか、当該契約により移転するものとされる保険契約（特定契約を除く。）について保険金額の削減その他の契約条項の変更（当該軽微な変更、特定補償対象契約以外の補償対象契約（第二百七十条の三第二項第一号に規定する補償対象契約をいう。）について第三項第一号に規定する公告等の時以後に収受した保険料により積み立てるべき責任準備金を減額する変更及び特定補償対象契約について同号に規定する公告等の時以後に発生する解約返戻金その他これに類するものとして内閣府令・財務省令で定める給付金に關しこれら以外の当該特定補償対象契約に係る保険金その他の給付金に比して不利な内容を定める変更を除く。以下この款において「契約条件の変更」という。）を定めることができる。

一三 (略)

2 前項第一号又は第三号の保険契約の移転をする場合には、当該保険会社等又は外国保険会社等に係る保険契約（特定補償対象契約解約関連業務に係る保険契約を含む。）のうち、特定契約以外の全部を包括して移転しなければならない。

3 (略)

4 第一項の場合において、保険会社等にあっては第百三十六條第一項（第二百七十二條の二十九において準用する場合を含む。）の株

第二百五十条 保険会社は、次に掲げる場合に該当する場合には、第百三十五条第一項（第二百十条第一項において準用する場合を含む。）の契約において、第百三十五条第四項（第二百十条第一項において準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更のほか、当該契約により移転するものとされる保険契約（特定契約を除く。）について保険金額の削減その他の契約条項の変更（当該軽微な変更を除く。以下この款において「契約条件の変更」という。）を定めることができる。

一三 (略)

2 前項第一号又は第三号の保険契約の移転をする場合には、当該保険会社に係る保険契約のうち、特定契約以外の全部を包括して移転しなければならない。

3 (略)

4 第一項の保険会社は、外国保険会社等以外の会社であるときは第百三十六條第一項の株主總會等の招集の通知の發送日において、当

主総会等の招集の通知の發送日において、当該株主総会等が開かれる旨及び当該契約条件の変更を含む保険契約の移転の決議が会議の目的となつてゐる旨を、外国保険会社等にあつては、第百三十五条第一項の契約に係る契約書の作成日において、当該契約条件の変更を含む契約書が作成された旨を、それぞれ公告しなければならない。

5 第一項の保険会社等又は外国保険会社等は、前項の公告の時に於いて既に、第二百四十一条第一項の規定により業務の全部の停止を命ぜられ、又は第二百四十五条本文（第二百五十八条第二項において準用する場合を含む。）、この項本文、第二百五十四条第四項本文若しくは第二百五十五条の二第三項本文の規定によりその業務の全部を停止している場合を除き、当該公告の時から、その業務の全部（補償対象保険金支払業務及び特定補償対象契約関連業務を除く。）を停止しなければならない。ただし、当該保険会社等又は外国保険会社等の申出により、その業務の一部を停止しないことについて、内閣総理大臣が必要があると認めた場合には、当該業務の一部については、この限りでない。

（保険契約の移転の公告及び異議申立てに関する特例）

第二百五十一条 前条第一項の保険契約の移転をする場合には、第百三十七条第一項（第二十條第一項及び第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。）の公告に、契約条件の変更により生ずる保険契約者の権利義務の変更の主要な内容その他の内閣府令・財務省令で定める事項を付記しなければならない。

2 前条第一項の保険契約の移転をする場合における第百三十五条第

該株主総会等が開かれる旨及び当該契約条件の変更を含む保険契約の移転の決議が会議の目的となつてゐる旨を、外国保険会社等であるときは、第百三十五条第一項の契約に係る契約書の作成日において、当該契約条件の変更を含む契約書が作成された旨を、それぞれ公告しなければならない。

5 第一項の保険会社は、前項の公告の時に於いて既に、第二百四十一条第一項の規定により業務の全部の停止を命ぜられ、又は第二百四十五条本文（第二百五十八条第二項において準用する場合を含む。）、この項本文、第二百五十四条第四項本文若しくは第二百五十五条の二第三項本文の規定によりその業務の全部を停止している場合を除き、当該公告の時から、その業務の全部（補償対象保険金支払業務を除く。）を停止しなければならない。ただし、当該保険会社の申出により、その業務の一部を停止しないことについて、内閣総理大臣が必要があると認めた場合には、当該業務の一部については、この限りでない。

（保険契約の移転の公告及び異議申立てに関する特例）

第二百五十一条 前条第一項の保険契約の移転をする場合には、第百三十七条第一項（第二十條第一項において準用する場合を含む。）の公告に、契約条件の変更により生ずる保険契約者の権利義務の変更の主要な内容その他の内閣府令・財務省令で定める事項を付記しなければならない。

2 前条第一項の保険契約の移転をする場合における第百三十五条第

二項及び第三百三十七条第四項（第二百十條第一項及び第二百七十二條の二十九において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第三百三十五條第二項中「第三百三十七條第一項の公告の時に於いて既に保險事故が発生している保險契約（當該保險事故に係る保險金の支払により消滅することとなるものに限る。）その他の政令で定める保險契約」とあるのは「第二百五十條第三項に規定する特定契約」と、第三百三十七條第四項中「五分の一」とあるのは「十分の一」と、「當該保險契約について、第一項の公告の時に於いて」とあるのは「當該保險契約が第二百五十條第三項に規定する特定契約である場合において、當該保險契約につき」とする。

（契約条件の変更を伴う保險契約の移轉の効果）

第二百五十二條 第二百五十條第一項の保險契約の移轉をしたときは、當該保險契約の移轉に係る保險契約に係る債權及び債務については、當該保險契約について第三百三十五條第一項（第二百十條第一項及び第二百七十二條の二十九において準用する場合を含む。以下この條において同じ。）の契約において定められた契約条件の変更がされた後の条件で、第三百三十五條第一項に規定する移轉先会社が承継する。

（契約条件の変更の通知）

第二百五十三條 第二百五十條第一項の保險契約の移轉をした場合における第四百十條第二項（第二百十條第一項及び第二百七十二條の

二項及び第三百三十七條第四項（第二百十條第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第三百三十五條第二項中「第三百三十七條第一項の公告の時に於いて既に保險事故が発生している保險契約（當該保險事故に係る保險金の支払により消滅することとなるものに限る。）その他の政令で定める保險契約」とあるのは「第二百五十條第三項に規定する特定契約」と、第三百三十七條第四項中「五分の一」とあるのは「十分の一」と、「當該保險契約について、第一項の公告の時に於いて」とあるのは「當該保險契約が第二百五十條第三項に規定する特定契約である場合において、當該保險契約につき」とする。

（契約条件の変更を伴う保險契約の移轉の効果）

第二百五十二條 第二百五十條第一項の保險契約の移轉をしたときは、當該保險契約の移轉に係る保險契約に係る債權及び債務については、當該保險契約について第三百三十五條第一項（第二百十條第一項において準用する場合を含む。以下この條において同じ。）の契約において定められた契約条件の変更がされた後の条件で、第三百三十五條第一項に規定する移轉先会社が承継する。

（契約条件の変更の通知）

第二百五十三條 第二百五十條第一項の保險契約の移轉をした場合における第四百十條第二項（第二百十條第一項において準用する場合

二十九において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、第四百四十条第二項中「同条第四項に規定する軽微な変更を定めたときは、保険契約の移転を受けたこと及び当該軽微な変更の内容」とあるのは、「第二百五十条第一項に規定する契約条件の変更（第三百三十五条第四項に規定する軽微な変更を含む。以下この項において同じ。）を定めたときは、保険契約の移転を受けたこと及び当該契約条件の変更後の保険契約者の権利及び義務の内容」とする。

（合併契約における契約条件の変更）

第二百五十四条 保険会社等は、次に掲げる場合に該当する場合には、合併契約書において、当該保険会社等に係る保険契約（特定契約を除く。）について契約条件の変更を定めることができる。

一 三 （略）

2 （略）

3 第一項の保険会社等は、商法第四百八条第一項（合併契約書の承認）（第七十三条第一項において準用する場合を含む。）の承認の決議を行う株主総会等の招集の発送日において、当該株主総会等が開かれる旨及び当該契約条件の変更を含む合併契約書の承認の決議が会議の目的となつて旨を公告しなければならない。

4 第一項の保険会社等は、前項の公告の時に既に、第二百四十一条第一項の規定により業務の全部の停止を命ぜられ、又は第二百四十五条本文（第二百五十八条第二項において準用する場合を含む。）、第二百五十条第五項本文、この項本文若しくは第二百五十

を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、第四百四十条第二項中「同条第四項に規定する軽微な変更を定めたときは、保険契約の移転を受けたこと及び当該軽微な変更の内容」とあるのは、「第二百五十条第一項に規定する契約条件の変更（第三百三十五条第四項に規定する軽微な変更を含む。以下この項において同じ。）を定めたときは、保険契約の移転を受けたこと及び当該契約条件の変更後の保険契約者の権利及び義務の内容」とする。

（合併契約における契約条件の変更）

第二百五十四条 保険会社は、次に掲げる場合に該当する場合には、合併契約書において、当該保険会社に係る保険契約（特定契約を除く。）について契約条件の変更を定めることができる。

一 三 （略）

2 （略）

3 第一項の保険会社は、商法第四百八条第一項（合併契約書の承認）（第七十三条第一項において準用する場合を含む。）の承認の決議を行う株主総会等の招集の発送日において、当該株主総会等が開かれる旨及び当該契約条件の変更を含む合併契約書の承認の決議が会議の目的となつて旨を公告しなければならない。

4 第一項の保険会社は、前項の公告の時に既に、第二百四十一条第一項の規定により業務の全部の停止を命ぜられ、又は第二百四十五条本文（第二百五十八条第二項において準用する場合を含む。）、第二百五十条第五項本文、この項本文若しくは第二百五十五

五条の二第三項本文の規定によりその業務の全部を停止している場合を除き、当該公告の時から、その業務の全部（補償対象保険金支払業務及び特定補償対象契約解約関連業務を除く。）を停止しなければならない。ただし、当該保険会社等の申出により、その業務の一部を停止しないことについて、内閣総理大臣が必要があると認めた場合には、当該業務の一部については、この限りでない。

（合併の公告及び異議申立てに関する特例）

第二百五十五条 前条第一項の保険会社等は、第百六十六条第一項の公告に、契約条件の変更により生ずる保険契約者の権利義務の変更の主要な内容その他の内閣府令・財務省令で定める事項を付記しなければならない。

2 （略）

3 前条第一項の合併の場合においては、合併後存続する保険会社等又は合併により設立される保険会社等は、合併後三月以内に、同項の保険会社等の保険契約者に対し、その旨及び契約条件の変更後の保険契約者の権利及び義務の内容を通知しなければならない。

（株式の取得における契約条件の変更）

第二百五十五条の二 保険会社等又は外国保険会社等は、次に掲げる場合に該当する場合（当該保険会社等又は外国保険会社等の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るために必要な事項として内閣総理大臣及び財務大臣が定めるものを実施するために、株式の取得がされる場合に限る。）には、契約条件変更書

条の二第三項本文の規定によりその業務の全部を停止している場合を除き、当該公告の時から、その業務の全部（補償対象保険金支払業務を除く。）を停止しなければならない。ただし、当該保険会社の申出により、その業務の一部を停止しないことについて、内閣総理大臣が必要があると認めた場合には、当該業務の一部については、この限りでない。

（合併の公告及び異議申立てに関する特例）

第二百五十五条 前条第一項の保険会社は、第百六十六条第一項の公告に、契約条件の変更により生ずる保険契約者の権利義務の変更の主要な内容その他の内閣府令・財務省令で定める事項を付記しなければならない。

2 （略）

3 前条第一項の合併の場合においては、合併後存続する保険会社又は合併により設立される保険会社は、合併後三月以内に、同項の保険会社の保険契約者に対し、その旨及び契約条件の変更後の保険契約者の権利及び義務の内容を通知しなければならない。

（株式の取得における契約条件の変更）

第二百五十五条の二 保険会社は、次に掲げる場合に該当する場合（当該保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るために必要な事項として内閣総理大臣及び財務大臣が定めるものを実施するために、株式の取得がされる場合に限る。）には、契約条件変更書を作成して、当該保険会社に係る保険契約（

を作成して、当該保険会社等又は外国保険会社等に係る保険契約（特定契約を除く。）について契約条件の変更を行うことができる。

この場合においては、契約条件変更書において、契約条件の変更により生ずる保険契約者の権利義務の変更の主要な内容その他内閣府令・財務省令で定める事項を記載しなければならない。

一 第二百四十一条第一項の規定により他の保険会社等、外国保険会社等又は保険持株会社等に株式を取得されることによりその子会社となることの協議を命ぜられた場合において、他の保険会社等、外国保険会社等又は保険持株会社等に当該株式を取得されることによりその子会社となるとき。

二 被管理会社である場合において、第二百四十七条第二項の承認（同条第四項の変更の承認を含む。）を受けた同条第一項の計画に従って他の保険会社等、外国保険会社等又は保険持株会社等に株式を取得されることによりその子会社となるとき。

### 三（略）

## 2（略）

3 第一項の契約条件の変更をしようとする保険会社等又は外国保険会社等（以下この款において「変更会社」という。）は、第二百五十五条の四第一項の公告の時に既に、第二百四十一条第一項の規定により業務の全部の停止を命ぜられ、又は第二百四十五条本文（第二百五十八条第二項において準用する場合を含む。）、第二百五十条第五項本文、第二百五十四条第四項本文若しくはこの項本文の規定によりその業務の全部を停止している場合を除き、当該公告の時から、その業務の全部（補償対象保険金支払業務及び特定補

特定契約を除く。）について契約条件の変更を行うことができる。

この場合においては、契約条件変更書において、契約条件の変更により生ずる保険契約者の権利義務の変更の主要な内容その他内閣府令・財務省令で定める事項を記載しなければならない。

一 第二百四十一条第一項の規定により他の保険会社又は保険持株会社等に株式を取得されることによりその子会社となることの協議を命ぜられた場合において、他の保険会社又は保険持株会社等に当該株式を取得されることによりその子会社となるとき。

二 被管理会社である場合において、第二百四十七条第二項の承認（同条第四項の変更の承認を含む。）を受けた同条第一項の計画に従って他の保険会社又は保険持株会社等に株式を取得されることによりその子会社となるとき。

### 三（略）

## 2（略）

3 第一項の契約条件の変更をしようとする保険会社（以下この款において「変更会社」という。）は、第二百五十五条の四第一項の公告の時に既に、第二百四十一条第一項の規定により業務の全部の停止を命ぜられ、又は第二百四十五条本文（第二百五十八条第二項において準用する場合を含む。）、第二百五十条第五項本文、第二百五十四条第四項本文若しくはこの項本文の規定によりその業務の全部を停止している場合を除き、当該公告の時から、その業務の全部（補償対象保険金支払業務を除く。）を停止しなければなら

償対象契約解約関連業務を除く。)を停止しなければならない。ただし、当該保険会社等又は外国保険会社等の申出により、その業務の一部を停止しないことについて、内閣総理大臣が必要があると認めた場合には、当該業務の一部については、この限りでない。

(合併等の協議の相手方の指定)

第二百五十六条 内閣総理大臣は、保険会社(外国保険会社等を含む。第二百六十条第一項第二号、第六項及び第八項第二号並びに第二百七十条の六を除き、以下この章において同じ。)が破綻保険会社(第二百六十条第二項に規定する破綻保険会社をいう。以下この節において同じ。)に該当し、かつ、必要があると認めるときは、当該破綻保険会社が合併等に係る協議をすべき相手方として他の保険会社又は保険持株会社等を指定し、当該他の保険会社又は保険持株会社等にその協議に応ずるよう勧告することができる。

2・3 (略)

(合併等の手続の実施の命令)

第二百五十八条 (略)

2 第二百四十五条の規定は、前項の場合(管理を命ずる処分を受けている場合を除く。)について準用する。この場合において、同条ただし書中「保険管理人」とあるのは、「当該破綻保険会社」と読み替えるものとする。

(業務)

ない。ただし、当該保険会社の申出により、その業務の一部を停止しないことについて、内閣総理大臣が必要があると認めた場合には、当該業務の一部については、この限りでない。

(合併等の協議の相手方の指定)

第二百五十六条 内閣総理大臣は、保険会社が破綻保険会社(第二百六十条第二項に規定する破綻保険会社をいう。以下この節において同じ。)に該当し、かつ、必要があると認めるときは、当該破綻保険会社が合併等に係る協議をすべき相手方として他の保険会社又は保険持株会社等を指定し、当該他の保険会社又は保険持株会社等にその協議に応ずるよう勧告することができる。

2・3 (略)

(合併等の手続の実施の命令)

第二百五十八条 (略)

2 第二百四十五条の規定は、前項の場合(管理を命ずる処分を受けている場合を除く。)について準用する。

(業務)

第二百六十五条の二十八 (略)

2 機構は、前項各号に掲げる業務のほか、同項第三号から第七号までに掲げる業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務を行うことができる。

一・二 (略)

三 第四款の規定による清算保険会社(清算に係る保険会社をいう。第二百七十条の八の二及び第二百七十条の八の三において同じ。)の資産の買取り

四 (略)

(保険契約の承継等の申込み)

第二百六十七条 破綻保険会社は、救済保険会社又は救済保険持株会社等が現れる見込みがないことその他の理由により保険契約の移転等を行うことが困難な場合として内閣府令・財務省令で定める場合には、加入機構に対して、保険契約の承継又は保険契約の引受け(以下「保険契約の承継等」という。)を申し込むことができる。

2 破綻保険会社は、前項の申込みを行う場合においては、保険契約の移転等に関する他の保険会社又は保険持株会社等との交渉の内容を示す資料その他の内閣府令・財務省令で定める資料を加入機構に提出しなければならない。

3・4 (略)

(保険契約の移転等における資金援助)

第二百七十条の三 (略)

第二百六十五条の二十八 (略)

2 機構は、前項各号に掲げる業務のほか、同項第三号から第七号までに掲げる業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務を行うことができる。

一・二 (略)

三 第四款の規定による清算保険会社の資産の買取り

四 (略)

(保険契約の承継等の申込み)

第二百六十七条 破綻保険会社は、救済保険会社又は救済保険持株会社等が現れる見込みがなく保険契約の移転等を行うことが困難な場合には、加入機構に対して、保険契約の承継又は保険契約の引受け(以下「保険契約の承継等」という。)を申し込むことができる。

2 破綻保険会社は、前項の申込みを行う場合においては、保険契約の移転等に関する他の保険会社又は保険持株会社等との交渉の内容を示す資料を加入機構に提出しなければならない。

3・4 (略)

(保険契約の移転等における資金援助)

第二百七十条の三 (略)

2 前項の規定による資金援助（金銭の贈与に限る。）の額は、当該資金援助に係る破綻保険会社につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した残額に第三号に掲げる額を加算して得られた額に相当する金額とする。

一 当該破綻保険会社に係る保険契約のうち内閣府令・財務省令で定める保険契約に該当するもの（以下「補償対象契約」という。）に係る責任準備金その他の保険金等の支払に充てるために留保されるべき負債として内閣府令・財務省令で定めるもの（次号及び第二百七十条の五第二項において「特定責任準備金等」という。）の額に、補償対象契約の種類、予定利率その他の内容等を勘案して内閣府令・財務省令で定める率を乗じて得た額

二・三 (略)

3 加入機構は、第一項の決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項として内閣府令・財務省令で定めるものを内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

4・5 (略)

(保険契約の引受け)

第二百七十条の四 (略)

2・8 (略)

9 第三百三十五条第二項から第四項まで、第三百三十六条から第四百十条まで、第五百五十五条、第二百十条及び第二百五十条から第二百五十三条までの規定は、保険契約の引受けに係る破綻保険会社からの

2 前項の規定による資金援助（金銭の贈与に限る。）の額は、当該資金援助に係る破綻保険会社につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した残額に第三号に掲げる額を加算して得られた額に相当する金額とする。

一 当該破綻保険会社に係る保険契約のうち内閣府令・財務省令で定める保険契約に該当するもの（以下「補償対象契約」という。）に係る責任準備金その他の保険金等の支払に充てるために留保されるべき負債として内閣府令・財務省令で定めるもの（次号及び第二百七十条の五第二項において「特定責任準備金等」という。）の額に、内閣府令・財務省令で定める率を乗じて得た額

二・三 (略)

3 加入機構は、第一項の決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

4・5 (略)

(保険契約の引受け)

第二百七十条の四 (略)

2・8 (略)

9 第三百三十五条第二項から第四項まで、第三百三十六条から第四百十条まで、第五百五十五条、第二百十条及び第二百五十条から第二百五十三条までの規定は、保険契約の引受けに係る破綻保険会社からの

加入機構への保険契約の移転について準用する。この場合において、第三百三十五条第三項及び第四項中「第一項」とあるのは「第二百七十条の四第八項」と、第三百三十六条第一項中「前条第一項」とあるのは「第二百七十条の四第八項」と、「移転会社及び移転先会社（外国保険会社等を除く。）」とあるのは「移転会社」と、「以下この章、次章及び第十章」とあるのは「第二百五十条第四項」と、同条第三項中「移転会社及び移転先会社」とあるのは「移転会社」と、「前条第一項」とあるのは「第二百七十条の四第八項」と、第三百三十七条第一項中「第三百三十五条第一項」とあるのは「第二百七十条の四第八項」と、「移転先会社」とあるのは「当該保険会社が会員として加入している保険契約者保護機構（第四百四十条、第四百五十五条及び第二百五十二条において「加入機構」という。）」と、第三百三十九条第二項中「次に掲げる基準」とあるのは「第一号及び第三号に掲げる基準」と、第四百四十条第二項中「移転先会社」とあるのは「加入機構」と、「第三百三十五条第一項」とあるのは「第二百七十条の四第八項」と、「同条第四項」とあるのは「同条第九項において準用する第三百三十五条第四項」と、同条第三項中「第三百三十五条第一項」とあるのは「第二百七十条の四第八項」と、「移転先会社」とあるのは「加入機構」と、第五百五十五条第一号中「第三百三十五条第一項（第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。）に規定する移転先会社（外国保険会社等を除く。）の株主総会等の議事録」とあるのは「加入機構の総会の議事録」と、第二百十條第一項中「第三百三十五条第一項の契約に係る契約書（以下この節において「移転契約書」という。）」とあるのは「第二百七十

加入機構への保険契約の移転について準用する。この場合において、第三百三十五条第三項及び第四項中「第一項」とあるのは「第二百七十条の四第八項」と、第三百三十六条第一項中「前条第一項」とあるのは「第二百七十条の四第八項」と、「移転会社及び移転先会社（外国保険会社等を除く。）」とあるのは「移転会社」と、「以下この章、次章及び第十章」とあるのは「第二百五十条第四項」と、同条第三項中「移転会社及び移転先会社」とあるのは「移転会社」と、「前条第一項」とあるのは「第二百七十条の四第八項」と、第三百三十七条第一項中「第三百三十五条第一項」とあるのは「第二百七十条の四第八項」と、「移転先会社」とあるのは「当該保険会社が会員として加入している保険契約者保護機構（第四百四十条、第四百五十五条及び第二百五十二条において「加入機構」という。）」と、第三百三十九条第二項中「次に掲げる基準」とあるのは「第一号及び第三号に掲げる基準」と、第四百四十条第二項中「移転先会社」とあるのは「加入機構」と、「第三百三十五条第一項」とあるのは「第二百七十条の四第八項」と、「同条第四項」とあるのは「同条第九項において準用する第三百三十五条第四項」と、同条第三項中「第三百三十五条第一項」とあるのは「第二百七十条の四第八項」と、「移転先会社」とあるのは「加入機構」と、第五百五十五条第一号中「第三百三十五条第一項に規定する移転先会社（外国保険会社等を除く。）の株主総会等の議事録」とあるのは「加入機構の総会の議事録」と、第二百十條第一項中「第三百三十五条第一項の契約」とあるのは「第二百七十条の四第八項の契約」と、第二百五十条第一項中「第三百三十五条第一項（第二百十條第一項において準用する場合を含む。）